

介護保険制度



介護保険料について

■問合せ 高齢福祉課 ☎22-0080

介護保険料は、住民税額決定後に確定します。住民税額決定は6月のため、7月に介護保険料額を確定し、納付書または通知書を郵送します。令和2年度と比べて、保険料年額は変更ありません。

■対象者 65歳以上の人 ※令和3年7月1日現在

納付種別	郵送時期	備考
口座振替または納付書で保険料を納付の人(普通徴収)	7月中旬	期限内の納付をお願いします。
年金から天引きの人(特別徴収)	8月上旬	年金支給月に引き落としによる納付となります。

令和3年8月から 高額介護サービス費の自己負担上限額が変更になります。

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の人がある場合、毎月の負担上限額が変わります。

年収区分	7月までの負担上限額(月額)	8月からの負担上限額(月額)
年収約1,160万円以上	44,400円	140,100円[世帯合計]
年収約770万円以上約1,160万円未満	[世帯合計]	93,000円[世帯合計]

令和3年8月から 介護保険負担限度額認定における対象要件と食費の負担限度額が変更になります。

利用者負担第3段階が細分化され、収入等の金額が設定されます。また、介護保険施設やショートステイ利用者の食費の負担限度額が変わります。(変更は、下線部)

利用者負担段階	年収区分	預貯金要件	1日あたりの食費の負担限度額
第2段階	年金収入等80万円以下	単身で650万円、 夫婦合わせて1,650万円以下	390円 (600円)*
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下	単身で550万円、 夫婦合わせて1,550万円以下	650円 (1,000円)*
第3段階②	年金収入等120万円超	単身で500万円、 夫婦合わせて1,500万円以下	1,360円 (1,300円)*

*ショートステイを利用した場合、食費の負担限度額は()内の金額。

健康をつくるう! 「助産師外来について」

「助産師外来」という言葉をご存じでしょうか?

助産師外来とは、正常な妊娠経過をたどる妊婦さんを対象に、医師と協働しながら助産師が妊婦健診や保健指導を行う外来のことです。

当院では、産婦人科外来開設時より、妊婦さんとゆっくりコミュニケーションをとりながら、妊娠による身体の変化や体重コントロール、妊娠中の生活や出産・産後への心構えなどについてのアドバイスや、妊婦さん一人ひとりの疑問や医師の診察時にはなかなか聞けなかったことを、助産師に気軽に相談できるような保健指導をしてきました。

全国的にも助産師外来を導入している病院等が増えてきているなか、当院でも今年度4月から助産師が超音波検査を実施し、妊婦健診も行う助産師外来がスタートしました。

今後はさらに外来から病棟へと助産師が継続的に関わり、安心して妊娠期から出産・産後を過ごしていただけるよう、助産師外来を通してサポートしていきたいと思っております。そして、私たち助産師をより身近な存在に感じていただき、助産師と一緒に快適な妊娠生活や安産に向けた健康づくりをしてみませんか。

皆様のご来院をお待ちしております。



東北医療センター
高萩協同病院
助産師

三浦 小織

すこやか

～「すこやか生活」たかほぎFMで放送中～
毎月第2・4火曜日の12:00～13:00
今月のテーマは「健康診査について」です。 76.8MHz

高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成

▶実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 ■問合せ 健康づくり課 ☎24-2121

▶実施回数 1回

▶助成額 3,200円(生活保護受給者は7,200円)

▶対象 過去に市の助成により接種をしたことがなく、下記①～③のいずれかに該当する人

①	年齢	生年月日	年齢	生年月日
	65歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
	70歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	90歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
	75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	95歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
	80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	100歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日

② 接種日に60歳以上65歳未満であって、心臓や腎臓などに疾患がある人(障害手帳1級程度)

③ 令和3年度末に70歳以上の人 ※市内医療機関のみ接種可能

▶申込方法 市内医療機関で接種の人は、医療機関へ直接申し込み。

市外医療機関で接種の人と生活保護受給者は、事前に健康づくり課窓口(総合福祉センター)で手続き。

国民健康保険・後期高齢者医療制度



保険証の更新

新しい保険証を7月中旬以降に簡易書留でご自宅に郵送します。

国民健康保険	
対象者	自己負担割合
小学生未満	2割
小学生以上 70歳未満	3割
70歳以上 75歳未満	2割
70歳以上 75歳未満	3割 ※同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者がいる場合。
後期高齢者医療制度	
対象者	自己負担割合
75歳以上 (障害のある65～74歳の加入者を含む)	1割
75歳以上 (障害のある65～74歳の加入者を含む)	3割 ※同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる場合。

■問合せ 保険医療課 ☎23-2117

限度額認定証の手続き

入院などで医療費が高額になりそうなきは、限度額認定証の交付を受けると、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

ただし、70歳以上の方は、所得によって認定証が必要ない場合があります。なお、後期高齢者で自動更新に該当する人には、保険証に同封して郵送します。

※現在お持ちの認定証は、7月末日が有効期限です。

▶必要なもの 新しい保険証・印鑑

▶申請場所 保険医療課

7月の行事

会場: 総合福祉センター
予約先: 健康づくり課 ☎24-2121

行事内容	実施日	時間	対象者
健康相談	7/9(金)	8:45～11:00	市内在住の希望者
こころの相談 (精神科医の相談)	7/14(水)	13:00～14:30	市内在住の希望者(*予約制)
健康・歯科相談	7/26(月)	8:45～11:00	市内在住の希望者(*歯科相談のみ予約制)

*幼児健診については個人通知しますので、日程・会場などご確認ください。